

申24号

団体交渉

業務委託駅における業務の委託範囲拡大に関する申し入れ

第1項 業務委託駅における人身事故等が発生した場合の現地責任者業務及び列車非常停止警報装置の復帰扱い業務について、本線における社員の命と安全を守る観点から、運転再開等の判断についてはJR社員を介して最終確認する方法を確立すること。

基本認識 『安全を大前提に命を守る』 確認!

組合

鉄道運行そのものの安全に対する責任は鉄道事業者である本体であり、安全管理や運転再開等の判断は本体が行うべきだ!

運転再開や列停復位の最終判断は、JR社員がおこなうこと!

会社

鉄道運行そのものの安全に対する責任は本体にあるが、委託契約している業務に就いては、受託会社が責任を持つことになる!

運転再開の指示は指令がおこなうことから、最終安全確認は受託会社で対応できる

対立

対立

運転再開の指示は指令が行うと言っても、指令の判断の根拠は駅の判断だ!!

第2項 管理駅社員と委託駅社員の確認事項と連絡方法について、担当者への教育・訓練を更に充実させるとともに、教育についてはJR本体が行うこと。

組合

安全に関する教育は、鉄道事業者の責任からも JR 本体で行うべきだ!

本体内の教育も不十分な中で、グループ会社の教育体制を確立できるのか?

会社

受託会社で教育体制を確立し、本体との合同訓練も実施するので十分な体制は確立できる

提起があったことは受け止め、JR 社員への教育のあり方について見直すことも検討していく



対立点について、整理するための議論の場を保障すること!! ➡ 了解
安全が確立された職場と作業環境をつくらそう!!